

ミャンマーの主要税の概要

ミャンマーの税制は、主に内国歳入局「IRD」によって管理されています。

「他の政府機関はセクターや活動に特有の税金と義務や関税などを管理しています。」

国の税制の構造は、経済全般がまだ現代風になり、精巧化において成長しているので、この段階で大きい部分に相対的にまっすぐにとどまっています。しかし、税金コンプライアンス活動は明確な得ることが難しくて一貫することIRDの効率的な反応のため挑戦することかもしれません。

以下のコメントは、ミャンマーの事業に適用されるいくつかの主要な税方式の概要を説明しています。

法人所得税

法人所得税「CIT」は、以下の定額制で設定されています。

- 居住者と非居住者の両方の会社は 25%、または
- ヤンゴン証券取引所に記載されている会社は 20%

居住者会社は、世界的な課税所得の合計に正式に課税されます。非居住者会社はミャンマーの所得でのみ課税されます。

資本支出および個人的支出を含む特定の経費は控除できません。IRDはまた、事業規模に見合ったものではないとして支出をみなし、それに応じて控除の許容額を減らすためにという広い裁量権を持っています。

減価償却は、関連する資産の種類によって異なる固定資産で認められています。

商業税

商業税「CT」は、付加価値税または商品とサービス税とほぼ同等の回転税です。CTは、ミャンマー国内で生産された商品とサービス、およびその国に輸入された物の両方に適用されます。種々のレートが一定の具体的な商品とサービスに当てはまり、一部の商品とサービスのカテゴリーは全く免税されますが、一般に5%のレートで徴収されます。年間収入が50,000,000MMK以上の企業は、CTの支払いから免税されます。

一定の基準に従って、ビジネスインプットに徴収されたCTは、アウトプットに起因することに対してオフセットすることができます。CTの支払いはIRDに少なくとも1月に1回行わなければなりません。

特別商品税

特別商品税金「SGT」は、基本的に、アルコール、タバコ、粗製材、翡翠、宝石、特定の種類の車両、燃料と天然ガスなどの輸入、輸出および製造時に課される物品税の一種です。一般にCTが商品のSGT包括的の価格/価値に課してSGTが必要な商品はCTに服すべきで課されます。

資本利得税

ミャンマーの資本利得税「CGT」は、ミャンマー内での資本資産の売却、移転、または交換からの利益に適用され、資産の総額は10,000,000 MMKを超えます。現在のCGTレートは以下の通りです。

- 個人的と会社の利益に対して10%、および
- 石油とガスの処分から生じる利益について40~50%「価値に応じて」。

もし、納税者が提示した値が市場価値よりも未満で判断した場合「正当化なしで」信じたら、IRDはマーケット・レートに基づいて資産価値で利益を評価する裁量を持っています。ミャンマーには明示的な間接振替規則はありませんが、所得税法のCGT条項は間接振替を捕捉に十分なほど広範しています。

源泉徴収税

源泉徴収税「WHT」は、非居住者会社からの商品の購入とサービスの供給に関連して、2.5%のレートで源泉徴収され支払人によって送金しなければならず、支払われる必要があります。「所得税は効果的に購入/供給に賦課金を課されます。」

それ以外WHTは、免許証、商標と特許権使用についての利払いと使用料の支払いは非居住者に15%、使用料の支払いは居住者に10%適用されます。

印紙税

印紙税はミャンマー国内のほとんどの種類の筆記具に対して支払われるべきです。レートは、問題の機器のタイプに依存して名目の量からトランザクションサイズ/価値のパーセンテージが異なります。義務は筆記具の実行日またはそれ以前に支払われるべきです。しかし、筆記具は執行後1ヶ月以内に印紙税当局に提示することができまして、その後、課税されたレートで税が支払われます。印紙税の支払いを失敗なら、関連する文書は裁判所の訴訟で証拠として使用されるのに不適格こととなります。遅い印紙税支払いは可能であるけれども、10倍の刑罰レートを招く元来支払い可能な義務です。

税の優遇措置

ミャンマー投資委員会「MIC」は、承認された投資に対して税の優遇措置を付与する裁量権を持ち、主にCIT、関税、その他の内国税の免除ということです。MICは、税の優遇措置を付与する産業と投資の種類を規定した「促進投資のリスト」を公表しました。「実際には、リストに含まれない投資には優遇措置が付与されないという意味です」。

未開発地域への投資を促進するために、ミャンマーのすべてのタウンシップは、ゾーン1で少なくとも開発からゾーン3で最も開発されたものまで、3つのゾーンのうちに分類されています。ゾーン1への適格投資は、7年間連続してCIT免除を受けること、ゾーン2は5年間連続してCIT免除を受けること、ゾーン3は3年間連続してCIT免除を受けることができます。

投資家が指定した経済特区「SEZ」は、MIC みたいに税優遇措置を受ける資格がありますが、SEZ は関連する SEZ について、管理委員会によって付与と管理されています。

移転価格、過少資本と反回避

現在のミャンマーの所得税規制には、移転価格、過少資本と反回避について正式な表現することがありません。ただし、ご了承ください：

- IRD は、王族、サービス料と請求利息が合理的であるかどうかを検討する「および根拠が合理的でないと思なされる場合は評価を変えるための広い裁量権を有する。」
- 国外の貸し手からの貸付金はミャンマー中央銀行からの事前承認が必要です。ミャンマー中央銀行は一般に承認申請の評価にベンチマークの負債/資本比率を適用します。
- 会社または個人が、資産の購入、建設、取得または新規事業の設立に使用された所得の源泉を示すことができない場合、その所得は 15-30% の範囲の累進税率で追加の課税の対象となります。
- 情報の隠蔽または開示の怠慢は、罰金または禁固刑によって処罰される所得税法に基づく違反となります。

税の居住者

外国の自然人は、特定の暦年に少なくとも 183 日ミャンマーに居住している場合、ミャンマーの税居住者と見なされます。

ミャンマー会社法 2017 に基づいて設立されたまたは登録された会社「または他のミャンマーの法律」はミャンマーの税居住者であり、その統制、管理および意思決定はミャンマーに位置し、完全に運動することです。

個人所得税

ミャンマーの個人所得税「PIT」は、0 から 25% のレートで課税される漸進的な限界所得税制度の形をとります。年間総収入が MMK4,800,000 以下の個人は PIT から免除されます。年間 MMK 4,800,000 以上の収入がある人のために、PIT は進歩的な率で彼らの全収入に適用されます。

ミャンマーの居住者は、ミャンマー国外で稼いだ収入が 10% の固定金利を引いて、全世界の収入の PIT を正式に支払う義務があります。非居住者はミャンマー国内で稼いだ収入に対してのみ課税されます。

Based in Yangon, Livingstons Legal is an independent corporate legal practice focusing on enabling the burgeoning Myanmar investment market. Our firm is staffed by local lawyers familiar with the business environment, laws, regulations and practices of Myanmar as well as international lawyers with expertise in inbound investment and cross-border transactions.

We offer a broad service commercial capability across industries, with a focus on market entry, investment, development and finance activities. Our senior lawyers have significant in-house experience, which gives Livingstons Legal a valuable commercial and practical perspective on providing legal services to both foreign and domestic businesses



LMK Partnerships (Myanmar) Co., Ltd.
Room 9A (Level 9), Pansodan Business Tower
Corner of Anawrahta Road and Pansodan Street
Kyauktada Township, Yangon, Myanmar
Tel: +95 (0)934 604 4794
Email: contact@livingstonslegal.com
www.livingstonslegal.com

